

進路だより

# スキルアップ 第4号

青森県立八戸高等支援学校 進路指導部 令和8年7月16日発行

## 福祉サービス説明会を開催しました！

6月5日に八戸市障がい福祉課の方を講師にお招きして、福祉サービス説明会を開催しました。当日は3年生の保護者の方が26名参加し、市役所の方から福祉サービスに関する詳しいご説明を聞くことができました。また、説明会終了後には卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する八戸市在住の方を対象に、“就労選択支援アセスメント申請”の手続きを行いました。**(詳しくは裏面に記載)**

現在、6月下旬頃からアセスメントを予定している生徒も数名おります。

また、今年度は、八戸市障がい者相談支援事業所の方々に来校していただき、卒業後の日中活動や生活に関する相談ができる機会も設けました。

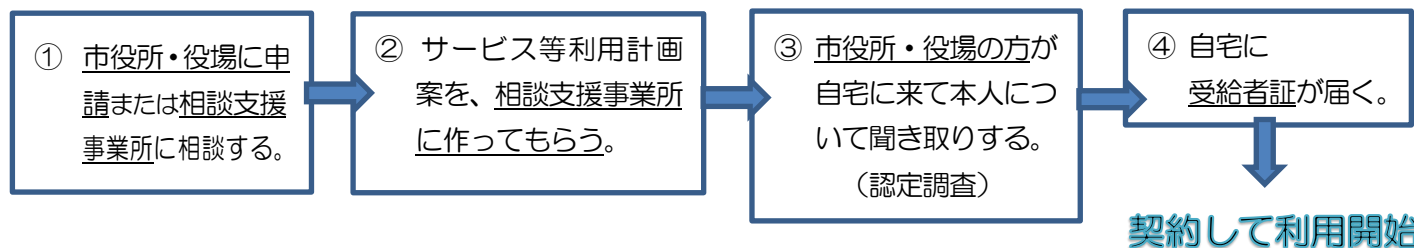
皆様におかれましては、とても大事なお話が聞けたかと思います。参加していただき、ありがとうございました。



## 本校の卒業生が主に利用している福祉サービス

| 名称                | 内容                                                                                                                                                |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護              | 常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動や余暇活動、運動、軽作業などの支援をします。                                                                                     |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 家族が急病のときや休養したいときなど、様々な理由で一時的に施設へ入所することができます。                                                                                                      |
| 施設入所支援            | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。定員が決まっており、空き状況によっては卒業後すぐに利用できないことが多いです。<br>☆詳しい情報が知りたい方は、担任の先生や担当の相談支援員さんにご相談ください。                                   |
| 就労継続支援<br>A型・B型   | 仕事を辞めた方や、現時点で一般企業での就労が困難な人が、知識及び能力の向上のために、支援を受けながら必要な訓練を行います。<br>☆A型はハローワークを介して雇用契約を結び、最低賃金以上が給料として支払われます。<br>☆B型は非雇用型で、作業内容や能力に応じて工賃が支給される仕組みです。 |
| 就労移行支援            | 一般企業等への就労を希望する人が、一定期間（最長2年間）、仕事に必要なマナーを勉強したり、会社で実習をしたりするなどの必要な訓練を行います。                                                                            |

## サービスを利用したい その手続きの大まかな流れは・・・



## ～就労選択支援アセスメントについて～

B型を希望する3年生対象

6月下旬頃より実施中！

### アセスメントって何ですか？ 何をするのですか？

☆学校を卒業する方や就労経験のない方が「就労継続支援B型」のサービス利用を希望する場合に、本人の作業的なスキルや生活面に関する情報を把握しておくためのアセスメントを受けることが必須とされています。

☆本人が5日間程度、就労移行支援事業所に行き、その事業所で行っている作業をしたりビジネススキルやマナーを学習したりします。

### いつ、どこですの？

**時期** ☆市町村や生徒により時期が異なります。

八戸市では基本的に6月下旬頃から実施しています、八戸市以外の地区の方は相談支援事業所や役場の方に確認が必要です。

☆この期間に実施できない場合は、実施時期を相談支援員の方と検討し、冬休みや卒業式後に実施する場合があります。

☆学校の授業日と重なる場合もあります。学校は欠席扱いにはなりませんので、アセスメントを優先していただきます。

**場所** 就労移行支援事業所（相談支援専門員の方が調整します）

### 就労選択支援アセスメントの手続きは、どんな流れですか？

① 市役所・役場に行く、もしくは役場の方が自宅に訪問して「聞き取り調査」を行います。

② 担当の相談支援員さんとアセスメント先やアセスメント期日の日程調整をします。

③ 担当者会議（事前）を行います。 ⇒ 並行して「受給者証」の発行へ向けて準備が進みます。

※会議には本人、保護者、アセスメント担当者、相談支援専門員、担任、進路担当などが出席します。

④ アセスメント実施

※通勤は公共交通機関利用、保護者送迎が多いです。また、移動サービスをアセスメント期間に利用できることになりました。不安な方は担当の相談支援専門員にご相談ください。

⑤ 多機関連携会議（事後） ※③と同じく、多くの関係者が集まって会議します。

## ～就労選択支援について（1・2年生）～

1・2年生で就労選択支援アセスメントが実施できるようになりました。これまで、一般・A型希望の生徒も数名実施しました。自分の現在の力を知りたい方などが実施しています。このような場合、アセスメント期間が10日程度になる場合が多いです。実施希望の方は、現場実習期間との調整もありますので、学級担任にもお知らせください。相談支援専門員、就労選択実施事業所とやり取りをする場合があります。

なお、三沢地域でサービスを受けられる方は、サービス利用期間（1～2か月）に就労選択支援アセスメントと産業現場等における実習も行います。希望する方は、お早めにお知らせください。